

令和元年 7 月 12 日

宮城県特別支援教育将来構想審議会会長 殿

宮城県教育委員会

宮城県特別支援教育将来構想実施計画（後期）の策定について（諮問）

このことについて、特別支援教育将来構想審議会条例(平成 25 年宮城県条例第 6 号)第 1 条の規定により、別紙理由書を添えて諮問します。

## 理 由 書

本県では、障害のある児童生徒の教育を推進するため、令和6年度までを計画期間とする「宮城県特別支援教育将来構想」を平成27年に策定し、「障害の有無によらず、すべての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。」という基本的な考え方の下に、教育環境の整備を進めてきました。

平成27年度からの5か年においては、前期5か年の実施計画に基づき、インクルーシブ教育構築に向けた学校教育法施行令の一部改正に伴う市町村教育委員会における教育支援体制づくりをはじめ、多様な教育的ニーズに応じた学びの場を実現するための特別支援教育コーディネーターによる相談体制の確立、一般就労を目指す軽い知的障害のある生徒に対し、職業教育を中心とした高等学園の新設を行いました。

一方で、切れ目のない支援体制の構築や、高等学校における通級による指導の拡充、仙台圏域の知的特別支援学校の狭隘化解消に向けた取組を推進しているところですが、課題の解消には至っていない状況もみられます。

このように、前期5か年の取組の成果や新たに出てきた課題等も踏まえながら、令和2年度からの後期5か年の実施計画を策定する必要があると考えております。

つきましては、障害のある幼児児童生徒に対する教育の一層の充実を図るため、後期5か年の実施計画に盛り込む内容について御審議いただきたく、諮問するものです。